

公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和6年5月30日

収支等命令者

佐賀県地域交流部さが創生推進課長 堀岡真也

1 業務内容

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 鹿島・太良エリア「食の祭典（仮称）」事業に係る業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙1「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。） |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から参加資格確認申請までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ～キに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同事業者の場合>

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(5)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

担当課 佐賀県地域交流部さが創生推進課

むしろこれから鹿島・太良プロジェクト担当 大坪、田口

〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4295-6 モードビル8 1階

電話：0954-62-7662

電子メールアドレス sagasousei@pref.saga.lg.jp

4 プロポーザルの全体日程（予定）

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年5月30日（木） |
| (2) 参加資格確認申請書提出期限 | 令和6年6月10日（月） <u>17時</u> まで |
| (3) 参加資格確認結果通知 | 令和6年6月14日（金） |
| (4) 質問期限 | 令和6年6月14日（金） <u>12時</u> まで |
| (5) 提案書提出期限 | 令和6年6月21日（金） <u>12時</u> まで |
| (6) 審査会 | 令和6年6月28日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年7月 3日（水） |
| (8) 契約締結 | 令和6年7月中旬 |

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号, 2-2号, 2-3号）

イ 実績書（様式第3号）

ウ 団体概要（様式第4号）

エ 誓約書（様式第5号）

(2) 提出期限：令和6年6月10日（月）17時まで（必着）

(3) 提出部数：各1部

(4) 参加資格の確認結果は、令和6年6月14日（金）までに通知する。

(5) 参加資格確認申請書提出後に、辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 質問の受付及び回答

公示及び別紙1「仕様書」の内容に疑義がある場合は、上記担当課に対して次により質問書を提出

することができる。ただし、審査に係る質問は受け付けない。

- (1) 様式：仕様書等に対する質問書（様式第1号）
- (2) 提出方法：持参、郵送又は電子メール ※口頭による質問は受け付けない。
- (3) 受付期限：令和6年6月14日（金）12時まで（必着）
- (4) 回答：質問に対する回答は、令和6年6月18日（火）までに質問者あてに電子メールにより送付する。併せて、質問内容及び回答は、県ホームページに掲載する。

8 提案書等の提出

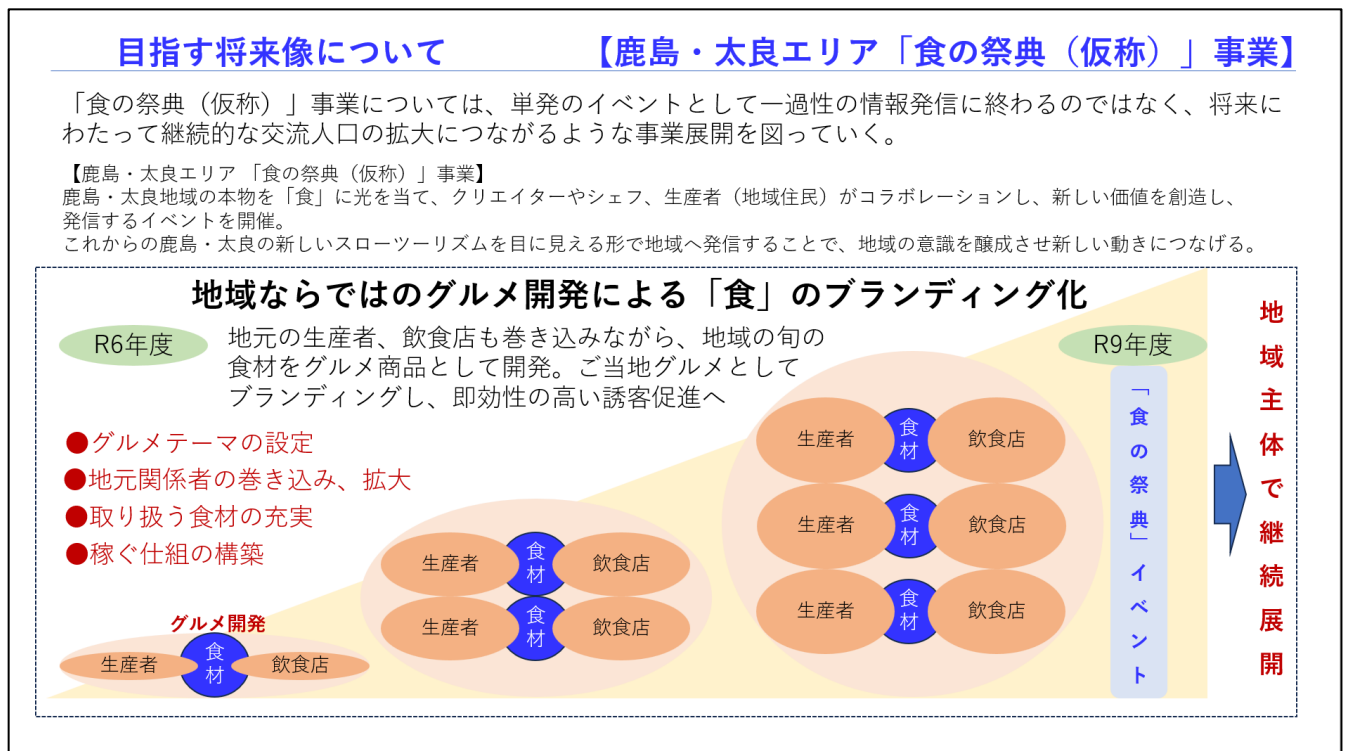
関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

ア 提案書

仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。なお、用紙のサイズはA4版とすること。（図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可）

なお、本事業については、次のとおり3年間の実施を検討しているため、3年間実施することを踏まえて作成すること。（予算は単年度。）



- ① 最新の観光情勢や鹿島・太良エリアの特徴を踏まえた、食での観光を推進するための基本的な考え方・方向性
- ② グルメ開発におけるワークショップ等の内容や実施方法
- ③ 開発したグルメのPRに係る具体的方法、定量的な効果試算
- ④ 今年度事業における実施スケジュール（進め方、手順、作業工程等）
- ⑤ 3年間事業を実施した場合の事業スケジュール及び各年度の参考費用（進め方、手順、作業工程等）

⑥ 実施体制

- a 当業務のために提供可能な実施体制及び業務能力
- b 当業務の総括責任者及び担当者

⑦ その他特に提案したい点

- イ 事業者の業務実績書（団体概要等のわかるパンフレット等）
- ウ 見積書及び見積書内訳書
- エ 提案書の電子データ（PDF形式）

(2) 提出期限 令和6年6月21日（金）12時まで（必着）

(3) 提出部数 7部（正本1部・副本6部）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 提出部数 提案書の電子データは、プロポーザル参加者に対し別途連絡する提出用のURLへ提出すること。

9 審査

(1) 日時 令和6年6月28日（金）

(2) 審査方法 書類審査

(3) 実施方法 必要に応じて参加者へのメールにて事前に質疑応答を行う場合がある。

10 結果の通知

令和6年7月3日（水）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

11 評価に関する事項

(1) 評価基準（配点入り）は別紙3のとおりとする。

(2) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点（50/100点）を定める。

12 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高いものが2人以上であるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料について、当該業務に関する目的以外には使用しない。